

選奨規則

昭52.12.10 制定 昭53. 1.27 改正 昭58. 2.21 改正
昭58. 6.17 改正 昭58.10. 4 改正 平 6. 9.27 改正
平17. 3.15 改正 平17. 9.27 改正 平20. 7.23 改正
平21. 4.28 改正 平21.12.16 改正 平22. 4.20 改正
平25. 8. 6 改正 平26.10.24 改正 平26.12.19 改正
平27. 7.23 改正 平29.4.22 改正

第1章 総則

第1条 本学会定款第5条第五号に基づく、この法人の目的並びに事業に関して功績又は業績のあった者の表彰・奨励（以下「選奨」という。）はこの規則により行う。

第2条 選奨の種類は次のとおりとする。

- (1) 日本音響学会論文賞 (ASJ Paper Award)
- (2) 功績賞 (Prize for Distinguished Achievements in Acoustics)
- (3) 栗屋 潔学術奨励賞 (Awaya Prize Young Researcher Award)
- (4) 技術開発賞 (Technical Development Award)
- (5) 独創研究奨励賞 板倉記念 (Itakura Prize Innovative Young Researcher Award)
- (6) 環境音響研究賞 (Prize for Distinguished Research in Environmental Acoustics)

第3条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容などを本学会誌に発表する。

第2章 日本音響学会論文賞

第3章 功績賞

第16条 功績賞は、次の各号のすべてに該当する者のうちから毎年原則として3名以内を選定して贈呈する。

- (1) 音響に関する学術又は関連事業に対し、特別の功績があり、その功績が顕著である者。
- (2) 功績賞を受けたことのない者。

第17条 功績賞に関する経費は、一般会計によるものとする。

第18条 功績賞は、賞状及び賞牌とする。

第19条 前条の賞状及び賞牌は、原則として通常総会の際、贈呈する。

第20条 功績賞受賞予定者を選定するため、毎年功績賞選定委員会を設ける。

第21条 功績賞選定委員会は、委員長、選定委員、幹事をもって構成する。

第22条 委員長は在京副会長とし、選定委員は委員長の推薦により会長が委嘱する。

2 選定委員は、原則として庶務理事、会計理事、学術担当理事、編集理事各1名と専門分野から選出した学識経験者とする。

3 幹事は、選定委員のうちから委員長が委嘱する。

第23条 功績賞受賞予定者の選定は、別に定める選定手続により行う。

第24条 委員長は前条の手続により功績賞受賞予定者の選定が終わったときは、その結果を選定経過とともに会長に報告する。

第25条 会長は前条の選定委員会の報告を役員会に諮り、審議の上、功績賞受賞者を決定する。

第26条 功績賞選定委員会は、役員会において功績賞受賞者が決定されたときをもって解散する。

以下省略

功績賞受賞予定者選定手続

昭 51. 12. 10 制定	昭 53. 1. 27 改正
昭 58. 2. 21 改正	昭 58. 10. 4 改正
平 6. 7. 28 改正	平 21. 12. 16 改正
	平 25. 3. 14 改正

選奨規則第 23 条による功績賞受賞予定者の選定は、この手続に従って行う。

1. 委員長は選定委員会委員（委員長を含む。以下委員という）、名誉会員及び功績賞受賞者で正会員又は終身会員である者に、選奨規則第 168 条による受賞候補者として、毎年功績の大要及び略歴等を付して 2 名以内の記名推薦を求める。
2. 委員長は前項によって推薦された受賞候補者につき審議の上、予選名簿記載者を決定し五十音順による予選名簿を作成する。予選名簿には功績の大要及び略歴等を記載する。
3. 委員長は委員に無記名投票を求め、次の各号に規定するところにより功績賞受賞予定者を決定する。
 - (1) 予選名簿につき 3 名連記の投票を求め、得票数が委員総数の 1/2（以下「定数」という。）以上に達した者を功績賞受賞予定者とする。
 - (2) (1) の投票の結果、得票数が定数に達した者が 1 名の場合は、残りの受賞候補者の得票順に 4 名（同点の場合はその全部）を選び、五十音順による第 2 次予選名簿を作成し、これについて 2 名連記の投票を求め、得票数が定数に達した者を功績賞受賞予定者とする。
 - (3) (1) の投票の結果、得票数が定数に達した者が 2 名の場合は、残りの受賞候補者の得票順に 2 名（同点の場合はその全部）を選び、五十音順による第 2 次予選名簿を作成し、これについて単記投票を求め、得票数が定数に達した者を功績賞受賞予定者とする。
 - (4) (1) の投票の結果、得票数が定数に達した者がいない場合は、得票順に 6 名（同点の場合はその全部）を選び、五十音順による第 2 次予選名簿を作成し、これについて 3 名連記の投票を求め、得票数が定数に達した者を功績賞受賞予定者とする。
 - (5) (1)、(2)、(3) 及び(4) の投票の結果、功績賞受賞予定者が 3 名に達しない場合は残りの功績賞受賞予定者を決定しない。
 - (6) (5) の場合においても委員長が必要と認めた場合は、審議の上、受賞予定者を決定することができる。この場合、可能な限り 3 名の受賞予定者を選ぶこととし、(2)、(3) 及び(4) の投票の結果を基に、得票数の多い方を優先する。(2)、(3) 及び(4) の投票の結果では、3 名を選べない場合には、(1) の投票結果で得票数の多い方を優先して選定する。
 - (7) (6) の場合でも 3 名選べない場合は、残りの功績賞受賞予定者を選定しない
4. 委員長は、前項によって決定した功績賞受賞予定者の氏名、出身学校及び卒業年次、職歴並びに功績大要を記した文書を作成し選定経過とともに 2 月中旬までに会長に報告する。

附則 この手続の改正は平成 21 年 12 月 17 日から施行する。

この手続の改正は平成 25 年 3 月 14 日から施行する。